第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一烏山人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年七月二十二日から施行する。

○農林水産省令第四十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二中「平成十七年条約第九号。」を削る。

別表第二大中型まき網漁業の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　我が国の排他的経済水域におけるめばち、かつお又はきはだに係る大中型まき網漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第三十一号を第三十三号とし、第二十六号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十五号中「第二十八号」を「第三十号」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　北緯五度の線以南の大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるびんながの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「第二十二号」を「第二十四号」に、「第二十七号」を「第二十九号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。

別表第二近海かつお・まぐろ漁業の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項及び近海かつお・まぐろ漁業の項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。